

新庄村がいせん桜通り景観条例（案）

令和 年 月 日
条例第 号

前文

新庄村は、山陰と山陽を結ぶ旧出雲街道の宿場町「新庄宿」として栄え、江戸時代には松江藩の参勤交代等で多くの人々が往来した歴史を有しています。この新庄村に住む人々が、歴史を受け継ぎつつ日々手入れすることによって受け継いできた、昔ながらの建物の風合い、水路に流れる水のせせらぎ、桜の木の葉から落ちるこもれび等から成る心地よい豊かな環境及び歴史ある町並みというがいせん桜通りの景観は、新庄村の歴史、慣習及び生活文化の表れであるとともに、効率的な便利さの追求だけでは形成することができない、紛れもない村の財産です。この価値に対する理解を深めるとともに、先人が創り上げたこの景観を後世に残すため、新庄村民はここに新庄村がいせん桜通り景観条例を制定します。

目次

- ・第1章 総則（第1条—第4条）
- ・第2章 景観計画の策定等（第5条・第6条）
- ・第3章 建築物等に係る措置（第7条—第12条）
- ・第4章 屋外広告物等に係る措置（第13条—第15条）
- ・第5章 良好的な景観の形成に資する取組の支援（第16条—第22条）
- ・第6章 雜則（第23条）
- ・附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新庄村がいせん桜通り（以下「がいせん桜通り」という。）の景観について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、良好な景観の整備及び保全に関する事項の策定その他の施策を総合的に推進することにより、桜、水路、鯉池、建築物等が調和した情緒あふれる景観の形成を図り、もって住民生活のマインドの向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び景観法施行令（平成16年政令第398号）の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 一 景観計画 第5条第1項（※1）に規定する景観計画をいう。
- 二 景観形成基準 景観計画に定める、良好な景観の形成のための行為の制限に関する

（※1）景観法 第5条（住民及び事業者の責務）住民及び事業者は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

る基準をいう。

三 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

四 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

（村の責務）

第3条 村は、良好な景観の形成を図るための施策を総合的に策定し、かつ、実施しなければならない。

2 村は、がいせん桜通りの良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、住民の理解を深めるよう努めなければならない。

（住民及び事業者の責務）

第4条 住民は、がいせん桜通りの良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、自らの施設及び事業活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、専門的知識、経験等を活用し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

第2章 景観計画の策定等

（景観計画）

第5条 村長は、がいせん桜通りの景観形成を推進するため、法第8条の規定（※2）に基づき、がいせん桜通り景観計画を定めるものとする。

2 前項の景観計画においては、法第8条第2項各号に規定する事項のほか、村、住民及び事業者の役割、村が推進する良好な景観の形成に関する施策その他必要な事項を定めるものとする。

（策定の手続）

第6条 村長は、景観計画を定め、又は変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ、景観づくりアドバイザーの意見を聴かなければならぬ。

第3章 建築物等に係る措置

（建築物の新築に係る許可）

第7条 がいせん桜通りに面した区域において、建築物の新築をしようとする者は、村長に対して届出をし許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為、国又は地方公共団体が行う行為

（※2）景観法第8条第2項は、自治体が策定する「景観計画」に必ず記載しなければならない内容（必須項目）を定めた規定です。いわば、景観づくりの「ルールブックの目次」を法律が指定しているようなものです。これがあるおかげで、全国どの自治体でも一定のクオリティと法的根拠を持った計画を立てることができます。

その他規則で定める行為については、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。
 - 一 建築物の新築を行う区域の位置及び面積
 - 二 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
 - 三 工事着手の時期及び事業施行期間
 - 四 景観に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規則が定める事項
- 3 村長は、第1項の建築物の新築で次に掲げる基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
 - 一 当該行為が、第5条第1項に規定する景観計画に定める景観形成基準（規則で定めるものを含む。）に適合しないと認められるとき。
 - 二 当該行為が、がいせん桜通りの歴史、慣習及び生活文化の表れである景観並びに桜、水路、建築物等が調和した情緒あふれる景観を阻害すると認められるとき。
- 4 第1項の許可には、がいせん桜通りの景観を保全するため必要な限度において、期限その他の条件を付することができる。
- 5 村長は、第1項の許可の是非を判断しようとするときは、あらかじめ、景観づくりアドバイザーの意見を聴かなければならない。

（建築物の増築若しくは改築又は除却に係る届出及び勧告等）

- 第8条 がいせん桜通りに面した区域において、建築物の増築若しくは改築又は除却をしようとする者は、当該行為に着手する日の90日前までに、規則の定めるところにより、次に掲げる事項を村長に届け出なければならない。
- 一 建築物の増築若しくは改築又は除却を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 建築物の増築若しくは改築又は除却を行おうとする区域の位置及び面積
 - 三 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
 - 四 工事着手の時期及び事業施行期間
 - 五 景観に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 村長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定める景観形成基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（行為の完了届及び中止届）

- 第9条 前二条の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を村長に報告しなければならない。

2 前二条の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を村長に報告しなければならない。

（土地に関する権利の移転等に係る届出）

第10条 がいせん桜通りに面した区域において、土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下同じ。）を締結しようとする者は、当該締結の日の90日前までに、規則での定めるところにより、次に掲げる事項を村長に届け出なければならない。ただし、国又は地方公共団体が行う契約その他規則で定める契約については、この限りでない。

- 一 契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の位置及び面積
- 三 土地に関する権利の種別及び内容
- 四 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
- 五 景観に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（ごみ置場等の設備に係る措置）

第11条 がいせん桜通りに面した区域において、次の各号に掲げる設備を設ける場合は、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 ごみ置場 道路、公園等から容易に望見されることを防ぐため、格子等による囲いを設けるよう努める。
- 二 電気冷蔵庫若しくは電気冷凍庫又は冷暖房設備の室外機 道路、公園等から容易に望見されることを防ぐため、格子等による囲いを設けるよう努める。

（樹木等に係る措置）

第12条 がいせん桜通りに面した区域において、桜の樹木又は樹木の集団を所有する者は、当該桜の樹木又は樹木の集団について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 がいせん桜通りに面した区域において、土地に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有する者は、当該区域における緑地の適正な保全と緑化の推進に努めなければならない。併せて鯉池の適正な保全に努めなければならない。

第4章 屋外広告物等に係る措置

（屋外広告物の表示等に係る許可）

第13条 がいせん桜通りに面した区域において、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲

とする物件の設置（以下「屋外広告物の表示等」という。）をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為、国又は地方公共団体が行う行為その他規則で定める行為については、この限りでない。

- 2 村長は、前項の屋外広告物の表示等で次に掲げる基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
 - 一 当該行為が、第5条第1項に規定する景観計画に定める景観形成基準（規則で定めるものを含む。）に適合しないと認められるとき。
 - 二 当該屋外広告物が、がいせん桜通りの歴史的風合い及び周囲の自然環境との調和を著しく欠き、情緒あふれる景観を阻害すると認められるとき。
- 3 第1項の許可には、がいせん桜通りの景観を保全するため必要な限度において、期限その他の条件を付することができる。

（違反に対する措置）

第14条 村長は、がいせん桜通りの景観を保全するため必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反し、又は同条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して、屋外広告物の表示等の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他がいせん桜通りの景観を保全するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 村長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該屋外広告物の表示等を行い、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
- 3 村長は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法第3条から第6条までに定めるところ（※3）に従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 村長は、前条第1項に違反した屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する屋外広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する屋外広告物

（※3）行政代執行の手順を定めた法令

又は屋外広告物を掲出する物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあっては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあっては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- 一 前条第1項の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているときその他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- 二 管理されずに放置されていることが明らかなとき。

（写真、絵画等に係る意見聴取）

第15条 がいせん桜通りに面した区域において、写真、絵画その他これらに類するもの（以下「写真、絵画等」という。）の表示又は写真、絵画等を掲出する物件の設置しようとする者は、あらかじめ、主務課の意見を聴かなければならない。

第5章 良好的な景観の形成に資する取組の支援

（景観づくりアドバイザーの認定）

第16条 村長は、がいせん桜通りの良好な景観の形成に資すると認めた者を、景観づくりアドバイザーとして認定することができる。

（景観づくりアドバイザーの認定の公告）

第17条 村長は、景観づくりアドバイザーの認定をしたときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

（景観づくりアドバイザーによる意見及び提案）

第18条 景観づくりアドバイザーの認定を受けた者は、一人で、又は数人が共同して、村長に対し、がいせん桜通りの良好な景観の形成について意見を述べ、又は施策を提案することができる。

（景観づくりアドバイザーの認定の取消し）

第19条 村長は、景観づくりアドバイザーの認定を受けた者ががいせん桜通りの良好な景観の形成に資すると認められないときは、その認定を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

（景観づくりアドバイザーへの支援）

第20条 村長は、がいせん桜通りの良好な景観の形成を推進しようとする認定アドバイザーに対し、必要な情報提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

（表彰）

第21条 村長は、がいせん桜通りの良好な景観の形成に関し著しい功労があると認められる者又は建築物に対し、規則の定めるところにより、表彰を行うことができる。

（助成）

第22条 村長は、がいせん桜通りの良好な景観の形成に資する取組を行った者に対し、規則で定めるところにより、当該取組に要した経費の一部を助成することができる。

第6章 雜則

（他の条例との関係）

第23条 がいせん桜通りの景観形成については、新庄村景観保存条例（平成4年条例第10号）の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。